

諮問番号：諮問第123号

答申番号：答申第123号

答申書

第1 審査会の結論

福岡市西福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく保護費返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由は以下のとおりである。

- (1) 本件処分は、審査請求人の預金口座に審査請求人の父（以下「亡父」という。）からの入金があったことを受けて行われたものである。
- (2) (1) の入金は、審査請求人が亡父の入院先へ移動する交通費や亡父の身の回りの世話を要する費用、頼まれた買物の費用の立替分など、審査請求人が亡父の世話のために実際に支出した費用を亡父が審査請求人に戻してくれたものや、前もって亡父の分で必要となる金額を振り込んでくれていたものである。

審査請求人は進行性の病気で身体障害者手帳1級（上下肢体不自由）を所持しており、歩行が極めて困難なため、公共交通機関を利用して移動することはかなりの危険を伴う。そのため、亡父の病院へはいつもタクシーを利用していた。そのため西区の自宅から東区にある亡父が入院していた病院に行く場合、かなりの高額になった（タクシー利用）。

- (3) 審査請求人の病気を鹿児島県の病院の先生が見つけてくれたので、どうしてもその病院に通う必要がある。平成25年8月26日の99,685円については、審査請求人が鹿児島県の病院に通院する際、生活保護では交通費も宿泊費も付き添い代も出せないと福祉事務所の担当者から言われたため、亡父が審査請求人のために出してくれたものである。

上記の経緯での入金を全額収入と判断して返還を求めるのは納得いかない。

(4) また、亡父がなくなってから長期間経過しており今更返還を求められることにも納得いかない。

審査請求人は、亡父と一緒に暮らしたわけではないが、亡父が生活費を援助してくれるとの話になった際に、まじめに隠し立てすることなく生活保護を辞退した。そのように、生活保護の受給については誠実に対応したのに、亡父が亡くなり、保護を再開したとたん、過去の金銭の出入りを調査され、亡父の生前までさかのぼって収入を見つけ出し、返還を求めるのは納得いかない。

このようなことをするのであれば、他の被保護者についても調査を徹底すべきだと思う。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

法第63条は、被保護者は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに返還しなければならないとしつつも、その返還すべき額は、その受けた保護金品全額とはせず、これに相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額としており、被保護者に返還させる金額の決定について、保護の実施機関に一定の裁量を与えている。

これは、本来支弁されるべきではなかった保護金品の返還について定めるものであるから、不当利得法理や公金の適正執行という観点からは、全額返還とされるはずであるところ、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合等全額を返還させるのが不適當な場合や全額を返還させるのが不可能な場合もあるので、返還額の決定については、被保護者の状況を知悉し得る保護の実施機関の裁量に委ねる趣旨の規定と解されている(福岡地裁平成26年3月11日判決・賃金と社会保障1615・1616号112頁)。

生活保護問答集について(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)問13-5(答)(2)にも、法第63条の運用について、同条に規定する保護金

品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合については、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額の範囲において、その額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いをして差し支えない旨が示されているところ（同(2)のエ）、これは、上記趣旨を示したものといえる。

このような法第63条の趣旨等によれば、保護の実施機関が返還額決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた金品及び充てられる予定の金品（以下「自立更生費」と総称する。）の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべきものであり、その裁量権の行使が逸脱濫用に当たるか否かの判断においては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合には、裁量権の逸脱又は濫用として違法となると解すべきである（最高裁平成18年2月7日第3小法廷判決・民集60巻2号401頁参照）。

本件についてみると、本件処分に至る過程で、過支給分の費消の状況等を具体的に調査し、その検討を踏まえて、過支給分の全部又は一部の返還を求めることが、審査請求人及びその世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等について、処分庁において具体的な検討をした形跡が見当たらない。

以上のことから、処分庁は、返還額を決定するに当たって必要な自立更生費の有無について調査及び検討をせずに本件処分を行ったものであり、本件処分は、判断要素の選択に合理性を欠き、その判断は、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものといえることができる。

したがって、その余の点を審理するまでもなく、本件処分は違法又は不当と認められる。

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年6月3日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年7月6日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者に返還させる金額の決定について、保護の実施機関に一定の裁量を与えており、当該決定に際しては、自立更生費の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮することが不可欠であると解されている。

一方、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生次官通知（以下「次官通知」という。））によると、仕送り、贈与等による収入の認定については、他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定することとされている（次官通知第8の3の(2)のイの(ア)）。

事件記録によると、処分庁は、複数回にわたる亡父から審査請求人の預金口座への入金（以下「本件入金」という。）を認知した後、本件入金が収入に当たるかを確認するため、審査請求人に対し、本件入金の用途について、複数回にわたって説明を求めていることが認められる。その際、審査請求人は、亡父の借金を代わりに返済したものであるなどと説明している。それを受けた処分庁は、審査請求人に対し、事実を証する資料の提出を求めたが、審査請求人は、その主張を事実として認めるに足りるだけの客観的資料を提出していない。

なお、審査請求人は、本件審査請求において、本件入金は、審査請求人が亡父の入院先へ移動する交通費、亡父の身の回りの世話を要する費用及び頼まれた買物の費用並びに審査請求人が鹿児島島の病院へ通院する際の交通費及び宿泊費について、亡父が入金したものであると主張しているが、処分時にはそのような主張はなされておらず、また、当該事実を証する書類等も提出されていないため、それを全面的に採用することはできない。

処分庁は、本件入金に関する用途が確認できないことから、次官通知第8の3の(2)のイの(ア)に従って、本件入金的全額を仕送りとして収入認定したものと認められ、この点につき違法又は不当な点は認められない。また、本件処分時において本件入金に関する用途が確認できなかったことからすれば、処分庁が法第63条に基づき返還額を決定す

るに当たって、自立更生費の有無を検討し、審査請求人及びその世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等を検討する余地はなく、本件入金の額を収入と認定した結果として生じる過払額の全額について返還決定するとした本件処分は不合理であるとはいえない。

以上のとおり、本件処分は、法令及び国からの通知に基づき適正に行われたものであり、その判断過程に特段の誤りは認められず、処分庁の判断は合理的な裁量の範囲内であるといえる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 谷本 拓也